

# 津山市立学校の適正な規模や配置等に関する基本方針

平成22年6月29日

津山市教育委員会

津山市においては、全国的な少子化傾向の中、児童生徒が減少している地域と児童生徒の増加がみられる地域があり、地域による教育条件や教育環境の均衡を保つ対応が必要となっています。

このような状況の中、平成20年8月、学識経験者をはじめ、教育関係者、保護者、市民アドバイザーにより構成する「津山市立小中学校の適正規模・適正配置検討懇談会」を設置し、平成21年3月「津山市立学校適正規模・適正配置に関する意見書」を受けました。

教育委員会はこの「意見書」を踏まえて、子どもたちの教育という観点から、より良い教育環境の整備と学校教育の充実のため、津山市立学校の規模や配置等に関する基本的な方針を次のように定めるものであります。

## 1. 津山市立学校の規模及び配置について

### (1) 小中学校の規模について

学習・指導面、児童生徒の生活面、学校運営面及び地域との連携面の4つの観点から、小学校は1学年1学級(※1)～3学級(学校の単位では6学級～18学級)の範囲を「望ましい範囲の規模」とします。

また、中学校は、1学年1学級～6学級(学校の単位では3学級～18学級)の範囲を「望ましい範囲の規模」とします。

### (2) 通学に要する時間について

自宅から学校までの通学に要する時間は、小学校においては、徒歩での通学となるため、体力や安全面から、通学時間で概ね40分以内を「望ましい範囲の通学時間」と考えます。

また、中学校では徒歩、自転車での通学を想定し、通学時間で概ね1時間以内を「望ましい範囲の通学時間」と考えます。

なお、徒歩、自転車以外に、交通機関(路線バス、JR、スクールバス、タクシー)を利用する遠距離通学では、自宅を出る時間などを考慮し、小学校、中学校とも1時間以内を「望ましい範囲の通学時間」と考えます。

## 2. 今後の教育環境について

学校教育においては、児童生徒が適度の集団の中で人間関係を築きながら学習し、一人ひとりの個性を生かし、人間性や自主性、社会性など「生きる力」を育てていくことが重要であります。

今後の状況の変化や現状の改善にあたっては、既成概念にとらわれず、「子供たちにとってより良い教育環境とは何か」という観点から、教育効果を高める方策や状況改善に向けた施策を構築するため、総合的かつ慎重な対応を行っていくこととします。

### (1) 児童・生徒数の変化、動向の把握

住民基本台帳を基本として、各通学区域内のゼロ歳児以上15歳までの人口を毎年度ごと整理し、各学校の動向に注視していく体制とします。

### (2) 状況の改善

5ヵ年後の動向から、「望ましい範囲の規模」とならない状況が想定される場合は、教育委員会内にその対策のための組織を設置して、改善に向けた検討に着手します。

この検討に際しては、児童生徒数の動向や教育システムの変化、施設利用状況を把握し、前述の意見書の内容に配慮した検討とします。

該当校単位の対策のみならず、隣接する学校の状況や市内のバランス、学校資産の有効活用等の観点から通学区域の設定など基本部分も含めて、長期的、多角的な検討を行います。

保護者、学校、地域の方々の意見、要望等も伺いながら協同して状況改善のための対応にあたります。

内容によっては、津山市執行機関の附属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）第3条の規定により設置された、津山市立学校整備審議会等により、その対応を図ることとします。

### (3) 潜在的な課題への対応

少人数指導等の学習形態の多様化に対応する教室数の増加や特別支援学級の増加、児童生徒や保護者との相談の増加などへの対応のための相談室の必要性など、学校の施設要件も多様化しています。今後も教育環境の充実につながるものについては積極的に取り組んでいくこととします。

### (4) その他

改善の方策によっては、他部署との連携を図りながら、慎重な対応を行うこととします。

※1：学級編成については「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により40人を基準としています。